

《 訪問介護料金表（事業所加算Ⅰ） 》

身体介護		生活援助		身体・生活	
身0・20分未満	198	生2・20分以上45分未満	220	身1(30分未満)・生1(20分以上)	374
身1・20分以上30分未満	294	生3・45分以上	270	身1(30分未満)・生2(45分以上)	455
身2・1時間未満	466			身1(30分未満)・生3(70分以上)	535
身3・1時間30分未満	677			身2(1時間未満)・生1(20分以上)	546
身4・2時間未満	773			身2(1時間未満)・生2(45分以上)	626
身5・2時間30分未満	869			身体1・夜朝	367
身6・3時間未満	965			身体2・夜朝	582
身7・3時間半未満	1061			身体1・生活1・夜朝	468
身8・4時間未満	1157				
普通の料金に20%加算し小数点以下、四捨五入とする					
※ 2人で訪問した場合は <b>2倍</b>					
※ <b>夜間・早朝は25%加算</b> (6:00~7:59・18:00~20:59)					
ヘルパーステーションビハーラ横手の提供時間は 7:00~21:00					
※ <b>初回加算 200円/月</b> → サービス提供責任者が新規利用者、2ヶ月以上利用していない利用者に対し、初回に訪問介護を行った場合又は、他の訪問介護員が訪問を行なう際に同行訪問した場合加算される。					
※ <b>緊急時訪問加算 1回100円</b> → ご利用者やご家族からの要請を受けて、24時間以内に、介護サービス計画書にない訪問介護を（身体介護）行った場合。					
※ <b>生活機能向上連携加算 100円/月</b> （初回~3ヵ月）→訪問リハビリテーション事業所の理学療法士と共同しアセスメントを行い、訪問介護計画書を作成しそれに基づくサービス提供を行うと加算される。					
※ <b>介護職員処遇改善加算Ⅱ 10.0%/月</b> →一ヶ月分の利用料金の合計（総額）に10.0%加算される。全利用者毎月対象。					